

# 関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6-6・6-7会議室

## ○議事日程

令和2年2月6日（木曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について

## ○出席委員（18名）

1 番 安田 美雄 君	2 番 井戸 恒男 君	3 番 川村 信子 君
4 番 佐藤 平和 君	5 番 遠藤 昭治 君	6 番 野田 卓志 君
7 番 片岡 篤夫 君	8 番 森 邦彦 君	9 番 八木 豊明 君
10 番 杉山 徳成 君	11 番 中村 雅博 君	12 番 後藤 三郎 君
13 番 安田 孝義 君	14 番 増井 賢一 君	15 番 土屋 尊史 君
16 番 野村 茂 君	17 番 日置 香 君	18 番 永井 博光 君
19 番 岩田 幸子 君		

## ○欠席委員（0名）

## ○委員以外の出席者

産業経済部長	横山 伸治 君	農業委員会事務局長	長尾 成広 君
農業委員会事務局課長補佐	小石 隆之 君	農業委員会事務局主任主査	長谷部 香織 君
武芸川事務所課長補佐	桜井 伸一 君	武儀事務所主任主査	丸山 典浩 君

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（小石隆之君）ただ今より農業委員会を始めさせていただきます。初めに、市民憲章のご唱和をお願いいたします。

（市民憲章唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、野村会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（野村茂君）おはようございます。農業委員会の総会を開催しましたところ、大変寒い中ご参集いただきましてありがとうございました。

先般21日に開催されました地域別農業委員・農地利用最適化推進委員の研修にご参加いただきありがとうございました。この研修につきましては2部構成になっておりまして、私はみなさんと違うコーディネーター研修に参加させていただきました。欠席された方にはお手元にまとめられた冊子が配られておりますので、また見ておいてください。

今、大きな問題となっております新型コロナウイルスですが、経済的にも影響があり、日本でも感染者が増えてくるとなれば出歩く時にも気を付けなければいけないと思っています。これから3月4月になり、行楽シーズンになってきますと、出歩くことが困難になってくるのではと思っています。

今年は異常気象と言うことで非常に暖かい日が多いですが、今朝は今年一番の寒さだったのではと思っています。私の地域では今朝雪がチラチラとしまして、初雪でありました。日置さんの所では1センチ程降ったと言うことでした。そんなことで今頃初雪と言うことは非常に珍しいことあります。先般テレビを見ておりましたら、暖冬の影響で大根が生育してしまい、出荷するローテーションが合わないのか、軽トラに乗せて大根を廃棄処分しているところをテレビで放映しておりました。農業は自然気象に厳しいと言うことをつくづく思いました。みなさんもいろいろと課題がある中ですが、農業に対するご尽力を賜りますようお願いいたします。

本日もよろしくをお願いいたします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）続きまして、事務局長の長尾がご挨拶申し上げます。

○事務局長（長尾成広君）皆さんおはようございます。お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。本日、部長は東京出張のため欠席と言うことでみなさんによりしくお伝えくださいとのことでした。先日出張にて、オリンピック・パラリンピックの選手村に行ってきました。まだ作りかけの選手村でしたが、関市産材を選手村のB棟と言うところで使用すると言うことで、内覧会で岐阜県関市と印が押してある所を見せていただきました。関市は板取や上之保の杉の木材を出しております。岐阜県内では美濃市、郡上市、中津川市、白川町、八百津町などが木材を出しております。もし、ニュースなどで見る機会があれば関市の木も選手村、ビレッジプラザに使ってあると言うことを紹介させていただきます。

また、豚コレラの関係の法律が議員立法で成立しまして、今まで豚コレラウイルスと言っていたものが、豚熱と言う名前に代わりました。豚コレラと関係ないのですが、紛らわしいと言うことでアフリカ豚コレラもアフリカ豚熱に代わったと言うことです。法令の改正はアフリカ豚コレラが中国で流行っていて日本は溝際で防いでいるのですが、入ってきた場合にすぐ殺処分できるようにと言うことで、殺処分が今まで出来るのは牛の口蹄疫だけだったそうですが、アフリカ豚コレラもワクチンなどの対応ができていないとのこと、すぐ殺してしまえると言うことで、議員立法ができたようです。国も新型コロナウイルス同様、気を使っていると言うところです。

1月14日から2月14日まで新しい農業委員、最適化推進委員の募集と言うことで、引き続きやっていただける方や、新しい方を探していただいているかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。皆さんご存じかと思いますが、19人のうち5人以上が認定農業者や準認定農業者でなければいけないと言うことですので、よろしくお願いいたします。

本日も3条4条5条といろいろ議題がありますが、検討・ご審議をお願いいたします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）本日の総会ですが全員の委員さんが出席されておりますので報告させていただきます。

○議長（野村茂君）ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条の規定により、全員の出席をいただいておりますので総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。7番片岡委員10番杉山委員のお二人にお願いします。

これより議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。議案は1ページからになります。

1番の案件 位置図は、1ページになります。申請地は、東田原公民館の北約440mに位置する農用地区域外にある畑、2筆13.88㎡。申請の目的は所有権移転です。

譲受人は耕作地の規模拡充を図るもの。譲渡人は譲受人の農業経営基盤の安定化を図ると言うものです。

2番の案件 位置図は、2ページになります。申請地は、東田原公民館の北約445mに位置する農用地区域外にある畑91㎡。申請の目的は所有権移転です。

譲受人は耕作地の規模拡充を図るもの。譲渡人は譲受人の農業経営基盤の安定化を図ると言うものです。

3番の案件 議案は1ページから3ページ、位置図は3ページになります。申請地は、下之保地区処理施設の南東約180mに位置する農用地区域内にある田、12筆2,509㎡。下之保地区処理施設の南250mに位置する農用地区域内にある田、5筆1,440㎡。17筆、合計3,949㎡。申請の目的は、所有権移転です。

譲受人は農業経営に興味があり、農業ができる環境を探しており空き家とともに農地も取得できるため、申請地を買い受け、新規就農をしたいと言うもの。譲渡人は高齢になり維持管理が困難であるため、譲受人の要望に応えると言うものです。

すべての案件について、1月20日に確認をした結果、農地性ありと確認しています。

以上、所有権移転に関するもの3件についてご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第1号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

○議長（野村茂君）発言がありませんので、第1号議案について質疑を行います。質疑のある方は挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決します。議案第1号について原案のとおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）全員挙手のため、議案第1号の3件を許可することとします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。議案は、4ページからになります。

1番の案件 位置図は、4ページになります。申請地は、堅仙房公民センターの東約80mに位置する田、2,432㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は共同住宅です。

申請人は申請地を相続したが、継続して耕作が難しくなっており、営農面積を縮小し申請地に共同住宅を建築すると言うものです。

1月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は、5ページになります。申請地は関市役所西部支所の北約400mに位置する登記地目畑、現況地目宅地、175㎡。農地の区分は水道管、下水道管が整備された道路の沿道で、500m以内に学校、診療所があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は刃物製造業作業場・物置です。

申請者は刃物製造業を営んでおり、その作業場及び物置を建築するというものです。

1月20日に現地確認をしたところ、昭和45年頃から宅地として利用しており、始末書が添付されています。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します

3番の案件 位置図は、6ページになります。申請地は多良木公園の北東約170mに位置する登記地目田、現況地目雑種地、3筆合計、961㎡。農地の区分は住宅・事業施設、公共・公益施設等が連坦している区域に近接する10ha未満のため、第2種農地と判断します。転用目的は貸駐車場です。

申請者は高齢で維持管理が困難であるため、隣接する工場の従業員駐車場として貸すというものです。

1月20日に現地確認をしたところ、昭和35年頃から雑種地として利用しており、始末書が添付されています。

申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

4番の案件 議案は5ページ、位置図は7ページになります。申請地は関市上之保事務所の北約40mに位置する登記地目畑、現況地目宅地、23㎡。農地の区分は上之保事務所から300m以内にあるため、第3種農地と判断します。転用目的は一般個人住宅です。

申請者は周囲を宅地に囲まれており、農地としての管理が難しいため一般個人住宅の敷地として利用するというものです。

1月20日に現地確認をしたところ、昭和63年頃から宅地となっており、始末書が添付されています。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

5番の案件 位置図は8ページになります。申請地は寺尾小学校の北東約180mに位置する登記地目畑、現況地目宅地、112㎡。農地の区分は住宅・事業施設、公共・公益施設等が連坦している区域に近接する10ha未満の農地のため、第2種農地と判断します。転用目的は飲食店駐車場です。

申請者は飲食店を営んでおり、駐車場が手狭なため飲食店の駐車場として利用するというものです。

1月20日に現地確認をしたところ、平成8年頃から駐車場として利用しており始末書が添付されています。

申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

以上、5件について、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第2号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

○議長（野村茂君）無いようですので、これより質疑を行います。議案第2号について質疑のある議員さんは挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決します。議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）全員挙手のため、議案第2号の5件を原案のとおり、岐阜県知事に進達することとします。

続きまして議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。議案は6ページからになります。

1 番の案件 位置図は 9 ページになります。申請地は天神公民センターの東約 10 m に位置する畑、344 m<sup>2</sup>。農地の区分は都市計画法の用途地域のため、第 3 種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。

譲受人は現在の住まいが手狭になってきたため、申請地に個人住宅を建築するというもの。譲渡人は周囲が住宅化され、農地の管理が難しくなってきたため、譲受人の要望に応えるというものです。

1 月 20 日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

申請地は第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

2 番の案件 位置図は 10 ページになります。申請地は大杉公民館の北北西約 360 m<sup>2</sup> に位置する登記地目山林、現況地目畑、102 m<sup>2</sup>。畑、121 m<sup>2</sup>。2 筆、合計 223 m<sup>2</sup>。農地の区分は住宅・事業施設、公共・公益施設等が連坦している区域に近接する 10 ha 未満の農地のため、第 2 種農地と判断します。転用の目的は、金属熱処理業駐車場です。

譲受人は事業拡大に伴い、従業員等の駐車場が必要になり、申請地を利用するもの。譲渡人は営農が困難なため、応諾したというものです。

1 月 20 日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

申請地は第 2 種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

3 番の案件 議案は 6 ページから 7 ページ、位置図は 11 ページになります。申請地は農業集落排水上迫間処理場の東約 160 m に位置する登記地目田、現況地目原野、505 m<sup>2</sup>。さらに東約 70 m に位置する登記地目田、現況地目山林、337 m<sup>2</sup>。2 筆合計、842 m<sup>2</sup>。農地の区分は中山間等にある小規模の農地であるため、第 2 種農地と判断します。

転用の目的は砂利採取の一時転用です。

賃借人は申請地を借り、砂利採取をするというもの。賃貸人は賃借人の要望に応えるというものです。

1 月 20 日に現地確認をしたところ、山林等となっており、経緯書が添付されています。一時転用期間は 2 年となっております。

申請地は第 2 種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

4 番の案件 位置図は 12 ページになります。申請地は藤谷転作促進技術研修センターの南東約 130 m に位置する登記地目畑、現況地目宅地、7.86 m<sup>2</sup>。住宅・事業施設、公共・公益施設等が連坦している区域に近接する 10 ha 未満の農地の区域の農地であるため、第 2 種農地と判断します。転用目的は一般個人住宅です。

譲受人は申請地の隣地に住んでいるが、申請地が住宅敷地の一部に入っているため、住宅として有効活用したいというもの。譲渡人は譲受人の申し出に応じると言うものです。

1 月 20 日に現地確認をしたところ、昭和 45 年頃に宅地として利用しており、始末書が添付されています。

申請地は第 2 種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

5 番の案件 位置図は 13 ページになります。申請地は赤尾公民館の北約 40 m に位置する田、688 m<sup>2</sup>。農地の区分は都市計画法の用途地域のため、第 3 種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。

譲受人は家族が増え住居が手狭となったため、申請地を買い受けて、自己用住宅を建築するというもの。譲渡人は高齢となり、耕作の継続が困難となり営農規模の縮小を検討していたため、譲受人の要望に応えるというものです。

1 月 20 日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

申請地は第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

6 番の案件 議案は 8 ページ、位置図は 14 ページになります。申請地は赤尾公民館の北約 40 m に位置する田、4筆 643.91 m<sup>2</sup>。農地の区分は都市計画法の用途地域のため、第 3 種農地と判断します。転用の目的は自動車整備工場です。

譲受人は申請地を買い受けて自動車整備工場として利用するもの。譲渡人は高齢となり、耕作が困難となり営農規模の縮小を検討していたところ、譲受人の要望に応えると言うものです。

1月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

7番の案件 議案は9ページ、位置図は15ページになります。申請地は上切公民センターの北北西約200mに位置する登記地目田、現況地目畑、562㎡の内399.4㎡。

住宅・事業施設、公共・公益施設等が連坦している区域に近接する10ha未満の農地の区域の農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。

譲受人は現在の賃貸住宅では手狭であるため、申請地に自己住宅を建築すると言うもの。譲渡人は周辺が住宅化してきており、農地を管理することが難しくなってきたため、譲受人の要望に応えるものです。

1月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

8番の案件 位置図は16ページになります。申請地は上切公民センターの北北東約200mに位置する登記地目田、現況地目畑、562㎡の内163.53㎡。住宅・事業施設、公共・公益施設等が連坦している区域に近接する10ha未満の農地の区域の農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。

譲受人は現在の住まいが手狭であるため、申請地に自己住宅を建築すると言うもの。譲渡人は周辺が住宅化してきたことから、適切に管理することが困難であるため、譲受人の申し出を受けると言うものです。

1月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

9番の案件 位置図は17ページになります。申請地は関ノ上自治会センターの東南東約370mに位置する登記地目田、現況地目畑、1,211㎡の内999㎡。住宅・事業施設、公共・公益施設等が連坦している区域に近接する10ha未満の農地の区域の農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は太陽光発電施設です。

譲受人は再生エネルギー事業を営んでおり、申請地に太陽光発電施設を設置し、発電事業を実施したいと言うもの。譲渡人は高齢で耕作するものがないため、譲請け人の要望に応えると言うものです。

1月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

10番の案件 議案は10ページ、位置図は18ページになります。申請地は緑ヶ丘中学校の北西約100mに位置する畑、214㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅・駐車場です。

譲受人は自家用駐車場が手狭であり、申請地を駐車場として利用したいと言うもの。譲渡人は居住地が遠方であり、農地を維持管理することが出来ないため、譲受人の要望に応えると言うものです。

1月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

11番の案件 位置図は19ページになります。申請地は小金田中学校の南約160mに位置する田、3筆495.53㎡。西部支所から300m以内にある農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。

使用借人は現在同居しているが、家族も増え自己住宅を建築したいと言うもの。使用貸人は孫の要望に応えると言うものです。

1月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

12番の案件 議案は10ページから11ページ、位置図は20ページになります。申請地は下白金公民センターの北北西約230mに位置する田、106㎡。登記地目畑、現況地目宅地、4筆211㎡。合計5筆、317㎡。農地の区分は概ね10ha以上の一団の農地区域の農地であるため、第1種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。

使用借人は現在アパート住まいであり、住宅を建築したいと考えていた所、現在父が住んでいる家を解体し、新築すると言うものです。

使用貸人は甥が住宅を建築するために土地を貸すと言うものです。

1月20日に現地確認をしたところ、昭和55年頃から一部住宅となっており、始末書が添付されております。

申請地は第1種農地であるため、原則不許可であります。集落に接続しているため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

13番の案件 位置図は21ページになります。申請地は平中屋敷集会場の北約680mに位置する畑、2筆267㎡。住宅・事業施設、公共・公益施設等が連坦している区域に近接する10ha未満の農地の区域の農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。

譲受人は隣接地にある建物を購入したが、この土地だけでは手狭であるため、申請地を庭として利用したいと言うものです。譲渡人は相続で取得したが、居住地が遠方で耕作することが困難であるため、譲受人の要望に応えると言うものです。

申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

14番の案件 位置図は22ページになります。申請地は武儀やまゆり保育園の南南西約130mに位置する登記地目畑、現況地目宅地、3筆55㎡。住宅・事業施設、公共公益施設等が連坦している区域に近接する10ha未満の農地の区域の農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は自宅への進入路です。

譲受人の住宅は道路に接道していないため、所有者から承諾をもらい進入路として利用をしていたが、今回譲り受けることになったと言うもの。譲渡人は譲受人の要望に応えると言うものです。また、隣地農地所有者の承諾を得ています。

1月20日に現地確認をしたところ、昭和50年頃から通路となっており始末書が添付されております。

申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

15番の案件 議案は12ページ、位置図は23ページになります。申請地は多良木公園の西北西約750mに位置する登記地目田、現況地目山林、2筆3,196㎡。農用地区域内、甲種、第1種、第3種の農地のいずれも該当しない農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は植林です。

譲受人は申請地と同じ地区にある空き家を買って受け、それと同時に申請地も買って受け、将来いいだけ栽培をできるように植林すると言うもの。譲渡人は高齢で維持管理が困難であるため、譲受人の要望に応えると言うものです。

1月20日に現地確認をしたところ、昭和35年頃から山林となっており、始末書が添付されております。

申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

16番の案件 位置図は24ページになります。申請地は多良木公園の北東約160mに位置する登記地目田、現況地目雑種地、310㎡。住宅・事業施設、公共・公益施設等が連坦している区域に近接する10ha未満の農地の区域の農地であるため、第2種農地と判断します。

転用の目的は農業用倉庫、車庫、駐車場です。譲受人は道路を挟んだ向かいの住宅を買って受けると同時に本格的に農業を取り組みたいことから、農業用倉庫、車庫、駐車場を作りたいと言うもの。譲渡人は高齢で維持管理が困難であるため、譲受人の要望に応えると言うものです。

1月20日に現地確認をしたところ、昭和35年頃から雑種地となっており、始末書が添付されております。

申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

17番の案件 位置図は25ページになります。申請地は八幡公民館の北東約280mに位置する登記地目田、現況地目畑、245㎡。住宅・事業施設、公共・公益施設等が連坦している区域に近接する10ha未満の農地の区域の農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅・庭です。

譲受人は申請地の隣に住んでいるが手狭になったため、このたび本申請地を買い受け、庭を造成するもの。譲渡人は高齢で耕作が困難であるため、譲受人の要望に応えると言うものです。

1月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

18番の案件 議案は13ページ、位置図は26ページになります。申請地は武芸川郵便局の北西約330mに位置する登記地目畑、現況地目雑種地、33㎡。住宅・事業施設、公共・公益施設等が連坦している区域に近接する10ha未満の農地の区域の農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は飲食店駐車場です。

譲受人は申請地の近隣で飲食店を経営する者であり、客の駐車場として利用したいと言うもの。譲渡人は営農が困難なため、譲受人の要望に応えると言うものです。

1月20日に現地確認をしたところ、昭和52年頃から雑種地として利用しており、始末書が添付されております。

申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

以上、所有権移転に関するもの15件、使用貸借権設定に関するもの2件、賃貸借権設定に関するもの1件、計18件につきましてご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第3号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

○議長（野村茂君）無いようですので、これより質疑を行います。議案第3号について質疑のある議員さんは挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

○議長（野村茂君）他に質疑もないようですので、これより採決します。議案第3号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）全員挙手のため、議案第3号の18件を原案のとおり、岐阜県知事に進達することとします。

続きまして議案第4号 農用地利用集積計画の承認について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第4号 農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。議案は14ページからになります。

使用貸借権設定に関するものについて、新規が25件、田25筆41,259㎡。地区は下有知、迫間、小瀬の3地区、権利の設定を受ける者は三輪幸博 他でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第4号について質疑を行います。質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決します。議案第4号について、原案のとおり承認することに異議のない方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）全員挙手のため、議案第4号農用地利用集積計画について、原案のとおり承認



することとします。

ご審議いただきましてありがとうございました。本日の提案されました議事は全て終了いたしました。

その他について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）次回の農業委員会総会ですが、3月6日金曜日、午前10時から予定しております。出席のほどよろしくお願ひいたします。

つづきまして、杉山委員さんから先ほどお配りしました会計報告についてお話を願ひします。

○10番（杉山徳成君）現在の残高が13,543円です。支出は746,490円です。収入は会費の収入です。残高が減ってきましたので、来月各自1万円を徴収したいと思いますので、よろしいでしょうか。

（異議なし）

○10番（杉山徳成君）来月1万円徴収させていただきますのでよろしく願ひします。以上です。

○事務局課長補佐（小石隆之君）ありがとうございました。

○職務代理（安田孝義君）短時間ではありましたが、ご審議を頂きましてありがとうございました。これもちまして総会を終了させていただきます。ありがとうございました。

午前10時38分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

\_\_\_\_\_ 印

7番

\_\_\_\_\_ 印

10番

\_\_\_\_\_ 印